

健康福祉委員会 令和4年10月14日
福祉部 資料68番
所管 福祉管理課

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

1 目的

物価・賃金・生活総合対策として、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して臨時的な措置として実施する。

2 支給対象者

令和4年9月30日（基準日）において、市町村（特別区を含む）の住民基本台帳に記録されている者であって、次の（1）又は（2）に該当する世帯の世帯主

（1）令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）

同一世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税均等割が課税されていない世帯

（2）令和4年1月以降の家計急変世帯（家計急変世帯）

予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯又は1年間の所得見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く。

3 支給額

1世帯あたり5万円

4 手続き

（1）住民税非課税世帯

ア 基準日において、区の住民基本台帳に記録されている世帯の世帯主に送付する「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書」（確認書）を返信用封筒で郵送により提出【プッシュ型】

イ 申請書を返信用封筒で郵送により提出

（2）家計急変世帯

区施設等に設置する申請書を返信用封筒で郵送により提出

5 今後の予定

時 期	住民税非課税世帯	家計急変世帯
令和4年 11月上旬	確認書発送【プッシュ型】	申請受付開始
令和4年 11月中旬	支給開始 (確認書・申請書を受領、審査後順次支給)	
令和5年 2月上旬	確認書・申請書提出期限	
令和5年 3月31日	支出決定期限	

6 周知方法

区報、区ホームページの他に、区施設や大田区生活再建・就労サポートセンター(JOBOTA)、大田区社会福祉協議会等を通じて案内を配布予定